

23. 鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2023年6月30日 達 第13号，第28号）  
における改正点の解説  
（附則の改正）

## 1. はじめに

2024年6月27日付一部改正により改正されている；

- ・ 鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2023年6月30日 達 第13号）\*
- ・ 鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2023年6月30日 達 第28号）\*\*

\*：日本籍船舶用

\*\*：外国籍船舶用

中，附則の改正に関する事項について，その内容を解説する。本改正は「既に公表を行っている一部改正」の適用の変更を行うものであり，当該変更は2024年6月27日から有効となった。

## 2. 改正の背景

2023年5月に開催された第107回海上安全委員会(MSC 107)にて，液化ガスばら積船であって，他船へ貨物を移送する作業を行う船舶に設置される貨物移

送用追加設備の保護範囲に関する IMO 統一解釈が MSC.1/Circ.1668 として承認された。本会は，承認された IMO 統一解釈に基づき，2023年6月30日付で鋼船規則検査要領 N 編の一部を改正し，2023年7月1日以降に建造契約を行う船舶から適用となる一部改正検査要領を公表した。

IACS は，MSC.1/Circ.1668 と同等要件を取り込んだ IACS 統一解釈 GC 39 を 2023年9月に採択した。さらに，IACS は猶予を持った適用とするために，2024年7月1日以降を建造契約とする船舶に適用することとした。

この IACS の決定に従い，IACS 統一解釈 GC 39 に係る鋼船規則検査要領 N 編の一部改正の適用日を変更するため附則を改めた。

## 3. 改正の内容

IACS 統一解釈 GC 39 に基づき，適用を改めた。